

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
	【申請前】	
Q1	今回のデジタル化促進支援事業補助金とはどのような補助金ですか。	中小企業者等が企業の業務の効率化、生産性の向上等を目的として行うデジタル化・省力化を推進していくのに必要な経費の一部を補助する制度です。
Q2	生産性の向上とは何ですか。	生産性向上とは、企業がもつ経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効活用し、少ない投資でより大きな成果を得ることをいいます。
Q3	申請の手引きや申請に必要な書類はどこにありますか。	紙媒体は、本庁 4 階 商工振興課、各行政センター、各商工団体に設置しています。また、市ウェブサイトにも掲載しています。
Q4	補助金の申請は誰ができますか。	出雲市内で事業を営んでいる中小企業基本法に定義する中小企業者等またはこれと同等の認められる法人等であって、かつ、以下の 3 つを <u>すべて</u> 満たす者が対象です。 ①市税の滞納がないこと。②暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していないこと。③今後も事業を継続する意思があること。 ただし、例外がありますので、詳しくは、「手引き」をご確認ください。
Q5	令和4年度に出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金を受けましたが、また申請できますか。	申請できます。
Q6	令和5年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進支援事業補助金を受けましたが、申請できますか。	申請できます。
Q7	令和6年度に出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金を受けましたが、申請できますか。	令和 6 年度出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金で「デジタル化促進支援事業」を受けた場合、「電子化支援事業」は対象となりません。また、「省力化・省人化促進支援事業」を受けた場合、「省力化支援事業」は対象となりません。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q8	パソコンの購入だけでも対象になりますか。	電子化支援事業では、単なるパソコンの購入は対象になりません。そもそもパソコンがない場合や、既存のパソコンでは導入するソフトウェアやシステムが稼働しないなど、事業の目的を達成できない場合に限りパソコン購入費を対象とすることができます。 ただし、令和 6 年度出雲市中小企業者等物価高騰対策デジタル化・省力化促進支援事業補助金でパソコンを購入されている場合は、前述に該当しても対象にはなりません。
Q9	交付決定の前に注文したものは対象になりますか。	交付決定前に注文されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。
Q10	業務改善を専門家に相談しようと思います。その費用は対象になりますか。	業務改善を専門家に相談されただけでは、対象とはなりません。 ただし、その相談によって補助対象事業（新たにソフトウェアやシステムを導入）を実施されれば対象（報償費（上限5万円））となります。実績報告の際、相談内容を記載した書類を提出ください。 なお、無料で専門家に相談できる制度もあります。手引きに制度の一例を掲載していますので、適宜ご活用ください。
Q11	補助金は、前払いしてもらえますか。	補助金の前払いはできません。補助金のお支払いは、実績報告を提出していただき、適正に補助事業が行われていたことを確認できた場合に補助金を確定してからお支払いします。
Q12	キャッシュレス決済を導入します。電子化支援事業、省力化支援事業のどちらを申請したらよいですか。	キャッシュレス決済を導入するためには、関連するソフトウェアまたはシステムの導入が必要となりますので、「電子化支援事業」で申請してください。
	【申請】	
Q13	いつから申請ができますか。	令和7年4月21日（月）から受付開始です。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q14	別紙 1 の補助事業計画書に記載する数値目標は、どのように設定すればよいですか。	補助事業実施後に期待できる効果を踏まえて、現状の作業時間や作業人員等を把握してください。 この数値をもとに補助事業を実施することで、どれだけ事務効率化や生産性向上が図れるかを見込んでご記載ください。
Q15	現在商工団体に加入していませんが、申請書に添付する経営指導員の意見書は、作成してもらえますか。	商工団体に加入していなくてもご相談は可能です。事業所の所在地を所管する商工団体（合併前の旧市町単位です）にご相談ください。
Q16	市税の滞納のない証明は、どのように入手できますか。	「市税の滞納がない証明」は、出雲市役所本庁舎 2 階の市民税課または各行政センターで取得することができます。
Q17	導入するシステムは、消費税込みで 20 万円を超えますが 1 社しか取扱いがありません。どうしたらよいですか。	導入する税込み 20 万円以上のシステム等が 1 者しか取り扱いがなく、他社で見積書を取得することができない場合は、「一者契約理由書」に必要事項を記入のうえ（なぜその商品でないといけないのかを明記）、ご提出ください。
Q18	申請してから交付決定まで、どれくらい時間がかかりますか。	申請状況にもよりますが、提出書類の不備がない状態で交付申請書を受理してから 2 週間程度で市から交付決定通知書を郵送します。
Q19	開業に要する経費は対象になりますか。	対象になりません。
	【補助対象経費】	
Q20	電子化支援事業と省力化支援事業の両方を補助対象経費とすることができますか。	できません。 いずれか 1 つを選択して申請してください。
Q21	ホームページの改修は対象になりますか。	ホームページの改修は本補助金の対象外です。
Q22	E C サイトの構築は対象になりますか。	EC サイトの構築は本補助金の対象外です。
Q23	インターネットに接続するための費用は対象になりますか。	単体は対象外です。インターネット環境がない状況で、かつ、事業の目的を達成するために必要不可欠な場合に限りインターネットに接続するための費用は対象になります。
Q24	ネットワーク機器の整備に必要な建物の改修工事の対象になりますか。	建物の改修工事は対象になりません。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q25	PCを複数台設置することになり、配線工事が必要になりました。	配線工事費は対象となります。
Q26	市内店舗と市外にもある店舗をつないだシステムを作りたいのですが、対象になりますか。	出雲市内に店舗・工場等で補助事業を実施されていれば対象となります。
Q27	インターネットで注文し、送料がかかりますが、補助対象になりますか。	送料は補助対象経費となります。
Q28	インターネットで注文し、クレジットカードで支払おうと思いますが、補助対象になりますか。	クレジットカードでの支払いも対象です。
Q29	現在あるシステムに機能を追加して生産性向上を図りたいのですが、対象になりますか。	新たに異なる機能のシステムを導入される場合は対象となります。
Q30	購入するソフトウェアは、毎月の使用料がかかります。補助対象となるのはいつまでの使用料ですか。	月額の場合、使用料を毎月支払う場合は、令和7年12月31日までに支払った費用のみが対象となります。 また補助対象実施期間中に年額で支払った場合は最大1年分が対象となります。
Q31	振込手数料は対象になりますか	振込手数料は補助対象経費に含まれません。
Q32	パソコンをリースしようと思います。その費用は対象になりますか。	リース費は、補助対象期間終了まで（令和7年12月31日まで）に支払った経費が対象です（補助対象実施期間中に年額で支払った場合は最大1年分が対象となります。）。
Q33	代金を支払うとき、ポイントを使って支払っても良いですか。	ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象経費の対象外です。 例：110,000円（税込み）のうち5,000円をポイントで支払った場合は、税抜き価格（100,000円）に対してポイント全額を充てたものとみなし、補助対象経費は95,000円となります。
Q34	消費税は対象経費に入りますか。	消費税は、補助対象経費に含まれません。
Q35	保守料も対象になりますか。	保守料は、補助対象経費に含まれません。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q36	すでに購入したものは対象になりますか。	交付決定日前に購入されたものは対象にはなりません。注文や契約の締結などは交付決定日以降に行ってください。
Q37	省力化支援事業で、車両のリースは対象になりますか。	車両は対象外としているため、車両のリース費用は対象にはなりません。
Q38	省力化支援事業で、自走式草刈機は対象になりますか。	自走式草刈機はデジタル製品に該当しないため、対象にはなりません。
Q39	ネットオークションなどの購入でも対象になりますか。	対象にはなりません。
	【交付決定後】、【変更】	
Q40	申請したものと異なるパソコンを買おうと思いますが、対象になりますか。	原則として、申請のとおり購入してください。やむを得ず変更する場合は、事前に相談してください。同等と認められる場合は補助対象となりますが、補助事業経費の総額が20%以上の減額になる場合は、補助事業等計画変更・中止承認申請書を提出ください。20%未満の場合は、提出は不要です。 なお、補助事業経費が増額になっても交付額の増額はできません。
Q41	申請した後、ソフトウェアを追加で買いましたが、補助金を増やしてもらえますか。	交付決定後の補助金の増額はできません。
Q42	交付決定を受けた後、事業の経費が下がることになりました。どうなりますか。	補助事業経費総額の20%以上の減額であれば、事前に変更承認申請を行う必要がありますので、事業経費が下がることが分かった時点で市までご連絡ください。経費総額の20%未満であれば、変更承認申請は不要です。なお、補助率は補助対象経費の1/2ですので、経費の減額に伴い、補助金額が減額になる場合があります。
Q43	交付決定通知書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか。	交付決定通知書の再交付は行っていません。したがって、交付決定通知書が届きましたら、大切に保管しておいてください。
	【実績報告】	

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q44	実績報告は、どのタイミングですればよいですか。	実績報告は、補助事業が完了したときから30日以内に行ってください。 「補助事業が完了した」とは、補助事業に関する発注、納品、支払等が全て完了することをいいます。 ソフトウェアの使用料を月々お支払いの場合は、納品が早くても補助対象期間終了まで（令和7年12月31日まで）に支払いが完了した日が完了日となります。
Q45	添付する領収書などは、原本が必要ですか。	原則として領収書は写しで構いません。ただし、内容に疑義がある場合は、原本の提示をお願いすることがあります。
Q46	クレジットカードで支払った場合に添付する書類を教えてください。	どのような支払方法であっても、経費支出の証拠書類の納品書・請求書・領収書の計3点を提出ください。 このうち、領収書がどうしても発行されない場合は、次の書類をもって代替書類と認めます。 クレジットカード利用明細請求書（写）＋クレジットカード引落口座通帳の該当ページ（写）を提出してください。 ただし、この場合、口座からの引き落としをもって「支払いが完了した」とみなしますので、ご注意ください。
Q47	飲食店です。食券販売機を購入してその費用が50万円を超えました。財産管理台帳の提出は必要ですか。	税抜き50万円以上の備品を購入された場合は、取得財産等管理台帳を記載のうえ、ご提出ください。
Q48	飲食店です。セルフオーダーシステムで端末を複数購入し、合計費用が50万円を超えましたが、財産管理台帳の提出は必要ですか。	取得財産等管理台帳のご提出は、1つの物品の単価が税抜きで50万円以上なかった場合に必要です。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q49	財産管理台帳に記載する「処分制限期間」とは何ですか。税抜き50万円以上のソフトウェアを導入しましたが、期間は何年ですか。	補助事業等で取得し又は効用の増加した財産は、その財産の処分が制限される期間が定められています。期間は物品により異なりますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）」をご確認ください。 なお、ソフトウェアは無形固定資産に該当し、処分制限期間は下記のとおりです。 ・「複写して販売するための原本」または「研究開発用のもの」：3 年 ・その他（上記以外）：5 年
Q50	実績報告書を提出しました。いつごろ補助金がもらえますか。	添付書類等に不備がない場合は、約 1 か月後に指定された口座へ補助金を振り込む予定です。
Q51	補助金確定通知書をもらっていましたが、なくしてしまいました。再発行してもらえますか。	確定通知書の再発行はいたしません。確定通知書が届きましたら、大切に保管してください。
Q52	納品、支払い完了後、実績報告をしないまま30日以上経過してしまいましたが、どうなりますか。	実績報告に併せ、遅延理由書を提出してください。悪質でなく、当初の補助事業内容に大きな変更がない場合、交付決定の取り消しはしませんが、このようなことがないように留意してください。
	【その他】	
Q53	複数の店舗で営業しています。補助金で購入したものは、市外の店舗で使用しても良いですか。	市外の店舗での使用はできません。
Q54	この補助金は、課税対象ですか。	法人の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税の課税対象です。
Q55	補助金額に消費税が含まれますか。	含まれていません。

出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金に係る F A Q

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質問	回答
Q56	補助金で購入した備品の処分には、手続きが必要ですか。	単価50万円以上の備品及びその他の財産を購入した場合は、財産の処分が一定期間制限されます。 一定期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定められております。 当該補助金を活用し取得した備品等を処分する場合は事前に出雲市商工振興課までご連絡ください。